

麻しん抗体検査について

【 概要 】

特定感染症検査等事業実施要綱の改正(令和7年4月 24 日)にて、麻しん抗体検査事業が新たに追加

(特定感染症検査等事業実施要綱 抜粋)

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 3の(中略)(4)、(5)(中略)の事業

都道府県、政令市(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。)及び特別区

3. 事業内容

(4) 風しん抗体検査事業

ア 実施方式

医療機関等への委託による実施又は保健所において実施。

イ 対象者

主として、妊娠を希望する女性とする。

ただし、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

ウ 費用徴収

本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

エ 普及啓発

風しんに関する普及啓発を実施。

(5) 麻しん抗体検査事業

ア 実施方式

医療機関等への委託による実施又は保健所において実施。

イ 対象者

麻しんに関する検査を希望する者とする。

ただし、過去に麻しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の麻しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

ウ 費用徴収

本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

エ 普及啓発

麻しんに関する普及啓発を実施。

○ 風しん抗体検査事業と麻しん抗体検査事業の制度比較

風しん抗体検査事業		麻しん抗体検査事業
補助率	1/2	1/2
対象者	主として、妊娠を希望する女性	検査を希望する者
検査法	(東京都)HI法又はEIA法	(国)EIA法を推奨
予算規模	(国) - (現状で制限なし)	(国)全国で12,500人 ※担当者への聞き取りによる
その他	実施自治体 62区市町村	助成実施自治体 3区

【 区市町村アンケート 】

麻しん抗体検査の実施について、各自治体の意向の調査を行った

(1) 特別区・八王子市・町田市

▷主に、実施状況について調査

昨年度までに麻しん抗体検査の	1. 行っていた	3
助成を行っていましたか	2. 行っていない	22

(上記で1. を回答した区における、対象者の設定について)

(港区) 検査日において区内に住所を有する19歳以上の0歳児の保護者等。

ただし、麻しん抗体検査を受けたことがある者または麻しん予防接種歴がある者を除く。

(新宿区) 新宿区に住民登録がある19歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

1. 妊娠を希望する女性(妊娠している方は除く)

2. 1の配偶者又はパートナー及び同居者

3. 妊婦の配偶者又はパートナー及び同居者

同居者…住民登録上の住所が妊娠を希望する女性・妊婦と同一の方

ただし、以下の方は対象外です。

・過去に風しんおよび麻しん抗体検査を受けたことがある方

・風しんおよび麻しんの確定診断を受けたことがある方

・明らかに風しんワクチンおよび麻しんワクチン(MRワクチンを含む)を接種した記録がある方

(文京区) ①及び②に該当する方

① 抗体検査の当日に、文京区に住民登録がある20歳以上の方で、0歳児と同居の方

② 麻しんに未り患かつ、麻しん(MRワクチンを含む)の予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である者

<u>今年度及び来年度以降</u> に麻しん抗体検査の助 成を行いますか	1. 行っている	3
	2. 今年度中に行う予定	1
	3. 来年度以降に行う予定	0
	4. 行う予定はない	18
	5. 未定	3

(2)市町村(八王子市・町田市を除く)

▷都からの委託形式を想定し、実施の意向について調査

来年度以降、麻しん抗 体検査の実施の希望は ありますか	1. 積極的に希望する	0
	2. 依頼があれば協力をする	19
	3. 対応できない	3
	4. 希望しない	15
（上記で2.を回答した うち）希望する実施時 期を教えてください	1. 令和7年度（今年度途中）から	0
	2. 令和8年度から	2
	3. 令和9年度以降から	17

(麻しん抗体検査の実施に対応できない、または希望しない理由について)

- ・ 市民からの要望がないため
- ・ 現在の感染状況に対して費用対効果が低いと考えるため
- ・ 関係部署との調整に時間がかかるため

【 対象者 】

○ 東京都案について

東京都では、令和8年度予算として、麻しん抗体検査事業に対応出来るよう予算要求を行っている。麻しん抗体検査の対象者を設定するにあたり、次の点を考慮し、東京都案を示させていただく。

- ✓ 既に実施している自治体の制度と対象者が大きくずれないこと
- ✓ 来年度の実施希望市町村が少ないことから、来年度は試行的に実施すること
- ✓ 引き続き、対象者や効果については検証を行うこと
- ✓ 引き続き、国の方向性については継続して聴取を行うこと

以上を踏まえ、都の事業においては次のとおり令和8年度の対象者を設定する。

(案)「各市町村内に住所を有する19歳以上の者で、0歳児と同居し、かつ、麻しん抗体検査を希望する者。ただし、既に麻しん含有ワクチン(麻しん風しん混合ワクチン又は麻しん単抗原ワクチン)の接種を2回以上受けていることが確認できる者、既に抗体検査を受け、抗体保有が十分でないことが確認できる者については、対象外とする。」

<参考>麻しんに関する特定感染症予防指針(厚生労働省)について

(麻しんに関する特定感染症予防指針 抜粋)

三 予防接種法に基づかない予防接種の推奨

1 医療機関、児童福祉施設等及び学校等(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。)の職員等(中略)

とりわけ、医療機関及び児童福祉施設等の職員等のうち、特に定期の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児、免疫不全者及び妊婦等と接する機会が多い者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨する必要がある。

2 海外に渡航する者(中略)また、海外からの渡航者と接する機会が多い空港職員等

【 予防接種について 】

現在、風しん抗体検査事業については、抗体保有が十分でない方を対象として予防接種を補助する制度(包括補助)があるが、麻しん抗体検査事業についても、事業の追加状況にあわせて、麻しん予防接種も対象と出来るよう検討を進める予定。